

検討委員会における検討状況の精査

検討委員会における検討について、推進手順のうち、（１）基本構想の策定、（２）選考対象となる候補地と新たな選考方法の決定、（３）候補地の決定【選考手順①～③】における検討状況について精査を行った。

○検討委員会における検討の状況

（１）基本構想の策定

検討委員会は、３つの市営火葬場、飛騨市の２つの広域利用火葬場及び県内他市施設の視察、７回にわたる全体会議において、施設整備の基本方針や施設の概要について検討し、市に答申した。（平成２９年３月２４日答申）

（２）選考対象となる候補地と新たな選考方法の決定

検討委員会は、選考対象となる候補地と新たな選考方法の決定にあたり、候補地視察、部会会議５回及び全体会議５回を開催して、検討を行った。

なお、検討委員会においては、従前、実施した候補地の選考方法について、次のとおり検証した。

検討委員会としての過去の検証

- ・期限や条件等を定めた公募ではなく、広報誌の中での候補地等の提案の呼びかけとなっていたが、その呼びかけはあいまいで、公平性が十分に担保されていなかった。
- ・候補地の決定手法について、どこでどう決定したかのプロセスが見えておらず、市民の不信感を招く一因となっていた。
- ・候補地を市役所から５ｋｍ以内の範囲に限定しているが、その距離設定は根拠に乏しく、必要以上に候補地を限定していた。
- ・風致地区を完全に除外していたが、風致地区のような自然景観は火葬場建設においても求められるものであり、風致地区と生活をなじませるような整備も検討する余地がある。

【①選考対象となる候補地の決定】

検討委員会は、過去の検証をふまえ、選考対象とする候補地は、公平性を確保するため、期限や条件等を定めた公募を実施すること、及び同条件での市有地を抽出することが望ましいと決定し、市に答申した。（平成２９年８月２９日答申）

なお、公募の公平性を期すため、公募の期限等は厳守とし、候補地の土地面積を買い

足すことなどは、検討委員会において想定しないものとした。

公募による土地の応募が31件、市有地が42件抽出され、検討委員会は、73件の候補地の中から選考を行うこととした。

【②新たな選考方法の決定】

検討委員会は、候補地の選考方法として、15項目の選考基準と3段階の選考手順を決定し、市に答申した。(平成30年5月28日答申)

(3) 候補地の決定

【選考手順①】(いずれかの選考基準にあきらかに合致しない、又は合致しにくい候補地をとりあえず除く)

選考手順①においては、部会会議1回及び全体会議1回を開催した。

検討委員会は、各候補地の現地視察前であるため、可能性のある候補地を除外しすぎることはないよう、最初の手順では、数値等で機械的に比較することが可能な基準を用いることが望ましいとして、15項目の選考基準のうち6つを用いて候補地から除く基準を検討し、選考することとし、候補地を19件に絞り込んだ。(平成30年8月28日第13回検討委員会)

【選考手順②】(①で残った候補地について、さらに詳細に検討するとともに、現地視察を行って絞り込む)

選考手順②においては、現地視察2日、部会会議1回及び全体会議1回を開催した。

現地視察では、選考手順①で絞り込んだ19件の候補地について、各委員が15項目の選考基準について「優・良・可・不可」の4段階評価等を行い、それらの結果等を踏まえ、清見町牧ヶ洞、丹生川町大萱、西洞町、新宮町、江名子町の5件の候補地を継続して検討することとした。(平成30年12月20日第14回検討委員会)

【選考手順③】(②の選考を通った数カ所の候補地について、選考基準の項目や現地視察などで総合評価し、候補地の順位付けを行う)

選考手順③においては、現地視察2日、部会委員による現地視察1日、部会会議2回及び全体会議1回を開催した。

2件の候補地については、次の理由により除くこととした。

江名子町

市街地から近く近隣には住宅も多くはないが、他と比較して面積が十分とは言えず、また細長い敷地形状であることが劣っている。また、候補地の正面には企業の本社工場がある。直接的な影響は評価し難いが、企業から火葬場をよく見通せることとなるため、企業が近いことも住宅と同様に考えて大きな課題がある。

よって、総合的に判断し、手順③の選考において対象から除くこととする。

西洞町

市街地から近いということはあるが、新火葬場建設事業が進められている目的は、現施設の老朽化や道路交通事情などの改善である。

現火葬場に周囲の山林などを加えたものであり、敷地形状が不整形であることに加え、火葬場は利用休止期間を設けられる施設ではなく、利用しながらの建て替えには面積が不足している。

よって、総合的に判断し、手順③の選考において対象から除くこととする。

第15回検討委員会（令和元年5月14日）において最終答申案を決定し、市に答申した。（令和元年6月3日答申）

【候補地（代表地番）】

- | | |
|-----|---------------------|
| 第1位 | 高山市丹生川町大萱 129 番地 1 |
| 第2位 | 高山市清見町牧ヶ洞 4418 番地 4 |
| 第3位 | 高山市新宮町 3888 番地 1 |

市では答申の後、検討委員会による、「候補地の決定」選考手順③における2件の候補地の除外についての検証を行った。（別紙 2-2～2-7）

○精査結果

- ・「選考対象となる候補地の決定」にあたっては、従前、実施した候補地の選考方法についての検証を踏まえ、公平性と透明性を重視したものとなっている。
- ・「新たな選考方法の決定」にあたっては、その選考基準は、基本構想において定めた施設整備の基本方針等に沿っている。
- ・「候補地の決定」にあたっては、選考手順ごとに部会、全体会議の開催に加え、視察を行うなど、丁寧な検討がなされている。
- ・最終答申案については、選考手順③において委員から様々な意見が出されるなか、公募等により抽出された候補地を選考対象として、すすめてきた選考手順の流れ等を踏まえた上で、検討を重ねられ、取りまとめられている。
- ・検討委員会の検討は、検討委員会が果たすべき役割等を踏まえるなかで、公平性及び透明性を保ちながら丁寧な検討が行われており、取りまとめられた最終答申案は、順位付けも含めて適切である。